
定 款

尾家産業株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、尾家産業株式会社(英文では、OIE SANGYO CO.,LTD)と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 瓶缶詰、冷凍食品、酒類、清涼飲料水の製造及び販売
- (2) 乳製品、食用油の販売
- (3) 農水産物、畜産物及びその加工品の販売
- (4) 飲料水、食料品の販売
- (5) 厨房設備機器、台所用品の製造及び販売
- (6) 飲食店の経営
- (7) 不動産の賃貸
- (8) 損害保険代理業
- (9) 貨物自動車運送事業
- (11) 貨物利用運送事業
- (12) 倉庫業
- (13) 全各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査法人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,280万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。
- (4) 次条に定める請求をする権利。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6月、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長執行役員が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第16条 株主総会の議事は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主又は代理人は各総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提案することを要する。

第4章 取締役及び取締役会並びに執行役員

(員数)

第18条 当社の取締役は15名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役等)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名を定めることができる。

(執行役員及び役付執行役員)

第22条 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名を選定し、また専務執行役員、常務執行役員及び上席執行役員、執行役員各若干名を選定することができる。

(執行役員規程)

第23条 執行役員の責務その他の事項に関しては、取締役会において定める執行役員規程による。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、取締役社長執行役員がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を更に短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほかは、取締役で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の

3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めるもののほかは、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金額である場合は、その支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。
2. 未払いの配当金には、利息を付けない。

1961年 2月16日	制定
1967年 8月 2日	改定
1971年11月30日	改定
1975年 4月14日	改定
1975年 8月10日	改定
1982年10月18日	改定
1991年 7月26日	改定
1993年 6月25日	改定
1994年 6月24日	改定
1995年 6月26日	改定
1996年 6月26日	改定
1998年 6月25日	改定
2002年 4月 1日	改定
2003年 6月20日	改定
2005年 6月22日	改定
2006年 6月22日	改定
2009年 6月23日	改定
2015年 6月23日	改定
2022年 6月24日	改定
2024年 6月26日	改定